

平成25年（オ）第1520号 通行妨害禁止請求上告事件
平成25年（受）第1863号 通行妨害禁止請求上告受理申立事件
上告人（申立人） 伊 佐 真 次
被上告人（相手方） 国

最高裁判所 御中

高江スラップ裁判に関する要請書

上記事件は、沖縄県北部・やんばるの森にある東村高江での米軍オスプレイ訓練用離着陸帯の建設に反対して座り込みを行っていた住民を、国が「通行妨害」と訴えた裁判です。2013年6月25日、福岡高等裁判所那覇支部は、住民1名の控訴を棄却し、住民敗訴の判決を言い渡しました。

一方的にヘリパッド建設を進めようとする沖縄防衛局に対し、非暴力かつ平和的な方法で抗議の声を上げることは正当な表現行為であり、憲法が保障する権利です。この訴訟は、基地のない沖縄を実現するという信念に基づく住民の運動を弾圧する目的で国が起こした「スラップ裁判(※)」に他なりません。

そこで、上記事件について最高裁判所として憲法判断を示し、また「スラップ裁判」の問題について法令解釈に関する重要事項として受理するよう要請します。

署 名	住 所

※スラップ裁判：政府や企業など権力・資金力をもった者が、口封じのため弱者である個人を訴えること。80年代頃から問題が顕著になり始めたアメリカでは、多くの州でスラップ裁判を禁止する法律が作られている。SLAPP = Strategic Lawsuit Against Public Participation の略。

第五次締切：2014年5月13日 第六次締切：2014年7月13日

署名の送付先：

「STOP SLAPP! 高江」 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南3-59-7-301 中村方
問い合わせ：stopslapptakae@gmail.com ホームページ：stopslapptakae.blogspot.jp